

学 校 長 殿  
P T A 会 長 殿  
事 務 局 長 殿  
市 P 連 理 事 殿

青森市P T A連合会  
会長 高坂 修



## 令和3年度奨励費助成の申請について

初夏の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の事業運営に対しまして、積極的なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、コロナ禍にある今年度、単位P T A相互間の交流事業は難しいのではないかとの意見もありましたが、リモート環境を活用するなど様々な工夫を凝らしての実施もありうることから例年通り奨励費助成を実施する事となりました。

つきましては、奨励費助成規程（裏面「別紙1」のとおり）に基づき、下記のとおり奨励費助成の申請受付を開始しますので、単位P T A相互間の交流を図ることを目的とした行事等を検討している担当幹事校は、7月31日（必着）まで市P連事務局に郵送いただくか、申請書をPDF化していただきメールで申請いただきますようお願い致します。

### 記

#### 1. 助成の目的

本会会員の単位P T A相互間の交流を図ることを目的とした行事等に対して、その活動を奨励することを目的とする。

#### 2. 申請対象者

行事等の主管する単位P T A（幹事となる単位P T Aから申請ください）

#### 3. 助成範囲

- (1) 単位P T A相互間交流事業は、単位P T Aの会員参加のもとに実施されなければならない。
- (2) 新規に相互間交流事業を起こす場合は、開始年度から3年間につき、年額1万円を上限として申請することができる。
- (3) 継続されている相互間交流事業に対して、年額5千円を上限として申請することができる。

#### 4. 助成対象の注意事項

飲食代（茶菓代含む）、事業目的に合致しない経費、必要な経理書類を用意できないもの、その他、資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は対象外となります。

#### 5. 助成の決定

奨励費助成の対象事業、助成金額は、三役会議でその内容を審議し、決定する。

#### 6. 申請方法及び切

別紙2「奨励費申請書」に必要事項を記入の上、7月31日（必着）まで市P連事務局に郵送いただくか、申請書をPDF化していただきメール（[info@aomorishi-pta.net](mailto:info@aomorishi-pta.net)）で申請ください。

#### <お問い合わせ>

青森市P T A連合会 事務局 〒030-0813 青森市松原 1-6-15 中央市民センター2F  
TEL:017-773-2803 FAX:017-775-2442  
E-Mail: [apta@r20.7-dj.com](mailto:apta@r20.7-dj.com) 又は [info@aomorishi-pta.net](mailto:info@aomorishi-pta.net)

## 【奨励費助成規程】

### 《目的》

第1条 本規程は、本会会員の単位PTA相互間の交流を図ることを目的とした行事等に対して、その活動を奨励することを目的として設置する。

### 《申請》

第2条 奨励費助成を希望する場合は、次の通りとする。

- (1) 申請者は、行事等の主管する単位PTAとする。
- (2) 申請は、文書にて行う。
- (3) 申請は、毎年7月末日を期限とする。

### 《助成範囲》

第3条 奨励費助成の範囲は、次の通りとする。

- (1) 単位PTA相互間交流事業は、単位PTAの会員参加のもとに実施されなければならない。
- (2) 新規に相互間交流事業を起こす場合は、開始年度から3年間につき、年額1万円を上限として申請することができる。
- (3) 継続されている相互間交流事業に対して、年額5千円を上限として申請することができる。

### 《助成の決定》

第4条 奨励費助成の対象事業、助成金額は、三役会議でその内容を審議し、決定する。

### 《報告書の提出》

第5条 相互間交流事業毎に報告書提出をもって、事業の完了とする。ただし、報告書提出期限は、当該事業終了後2週間以内とする。

### 《支給》

第6条 奨励費の支給は、報告書の内容に基づき、三役会議で審議し、決定する。

### 《支給総額》

第7条 奨励費の支給総額は、当該年度の予算額以内とする。

## 附 則

- (1) 本規程は平成6年5月14日から施行する。
- (2) 本規程は平成21年5月9日から改正施行する。
- (3) 本規程は平成25年5月12日から改正施行する。
- (4) 本規程は平成30年5月13日から改正施行する。